

公 告

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号）第6条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日以後の利用から適用される愛知県体育館の利用料金の額を次のように承認した。
 令和6年3月29日

愛知県知事 大村 秀章



1 愛知県体育館の利用料金の額

使用料金の名称	区 分		単 位	利用料金の額 (単位円)	備考
第1競技場	アマチュアスポーツのため利用する場合	入場料無料及び1,000円まで	平日	午前	34,000
				午後	39,000
				夜間	49,100
			全日	103,500	
			時間外1時間につき	16,600	
			午前	43,100	
		土曜日、日曜日及び休日	午後	49,600	
			夜間	62,500	
			全日	131,500	
			時間外1時間につき	21,000	
			午前	40,800	
			午後	46,800	
		入場料1,001円～3,000円まで	平日	夜間	58,920
				全日	124,200
				時間外1時間につき	19,920
			土曜日、日曜日及び休日	午前	51,720
				午後	59,520
				夜間	75,000
	全日	157,800			
	時間外1時間につき	25,200			
	入場料3,001円以上	平日	午前	51,000	
			午後	58,500	
			夜間	73,650	
		全日	155,250		
		時間外1時間につき	24,900		
		土曜日、日曜日及び休日	午前	64,650	
	午後		74,400		
	夜間		93,750		
	全日	197,250			
	時間外1時間につき	31,500			
その他の場合	入場料無料及び1,000円まで	平 日	観覧席使用	午前	207,200
				午後	276,700
				夜間	311,400
			全日	623,300	
			時間外1時間につき	102,900	
			観覧席不使用	午前	186,480
		午後		249,030	
		夜間		280,260	
		全日	560,970		
		時間外1時間につき	92,610		
		土曜日、日曜日及び休日	観覧席使用	午前	276,700
				午後	346,300
	夜間			361,900	
	全日		795,900		
	時間外1時間につき		137,700		
	観覧席下不使用		午前	249,030	
		午後	311,670		
		夜間	325,710		
	全日	716,310			
	時間外1時間につき	123,930			

第1競技場	その他の場合	入場料1,001円 ～3,000円まで	平日	観覧席使用	午前	248,640
					午後	332,040
					夜間	373,680
				全日	747,960	
				時間外1時間につき	123,480	
				時間外1時間につき	223,770	
			観覧席不使用	午前	298,830	
				午後	298,830	
				夜間	336,310	
				全日	673,160	
				時間外1時間につき	111,130	
				時間外1時間につき	332,040	
		土曜日、日曜日 及び休日	観覧席使用	午前	415,560	
				午後	415,560	
				夜間	434,280	
			全日	955,080		
			時間外1時間につき	165,240		
			時間外1時間につき	298,830		
			観覧席不使用	午前	374,000	
				午後	374,000	
				夜間	390,850	
				全日	859,570	
				時間外1時間につき	148,710	
				時間外1時間につき	310,800	
第2競技場	アマチュアスポーツの ため利用する場合	平日	観覧席使用	午前	310,800	
				午後	415,050	
				夜間	467,100	
			全日	934,950		
			時間外1時間につき	154,350		
			時間外1時間につき	279,720		
		観覧席不使用	午前	373,540		
			午後	373,540		
			夜間	420,390		
			全日	841,450		
			時間外1時間につき	138,910		
			時間外1時間につき	138,910		
	その他の場合	平日	観覧席使用	午前	415,050	
				午後	519,450	
				夜間	542,850	
			全日	1,193,850		
			時間外1時間につき	206,550		
			時間外1時間につき	373,540		
		観覧席不使用	午前	373,540		
			午後	467,500		
			夜間	488,560		
			全日	1,074,460		
			時間外1時間につき	185,890		
			時間外1時間につき	185,890		
第2競技場	アマチュアスポーツの ため利用する場合	平日	観覧席使用	午前	3,100	
				午後	3,600	
				夜間	4,800	
		全日	10,000			
		時間外1時間につき	1,400			
		時間外1時間につき	1,400			
	その他の場合	平日	観覧席使用	午前	4,100	
				午後	4,600	
				夜間	6,200	
		全日	12,900			
		時間外1時間につき	1,800			
		時間外1時間につき	1,800			
第2競技場	アマチュアスポーツの ため利用する場合	平日	観覧席使用	午前	33,500	
				午後	42,400	
				夜間	49,100	
		全日	104,100			
		時間外1時間につき	15,500			
		時間外1時間につき	15,500			
	その他の場合	平日	観覧席使用	午前	49,100	
				午後	59,300	
				夜間	68,200	
		全日	146,700			
		時間外1時間につき	21,000			
		時間外1時間につき	21,000			
練習場	水泳場を利用する場合	団体	1時間につき	5,300		
		個人	1人1月につき	1,900		
	その他の場合	団体	1時間につき	900		
		個人	1人1月につき	1,200		
会議室	第1会議室、第2会議室又は第3会議室	午前	1,900			
		午後	2,800			
		夜間	2,500			
		全日	6,700			
		時間外1時間につき	900			

附属設備	浴室		午前、午後及び夜間の各1回、1室につき	4,100		
	移動スタンド	東面	午前、午後及び夜間の各1回、1面につき	35,700		
		西面	午前、午後及び夜間の各1回、1面につき	37,400		
		南面	午前、午後及び夜間の各1回、1面につき	27,200		
		北面	午前、午後及び夜間の各1回、1面につき	27,200		
	音響装置	拡声装置及びマイクホン	A式(マイクホン3本以内)	午前、午後及び夜間の各1回、1式につき	1,900	
			B式(マイクホン4本以上)	午前、午後及び夜間の各1回、1式につき	4,100	
		ワイヤレスマイクホン		午前、午後及び夜間の各1回、1式につき	1,900	
		コンパクトディスプレイヤー		午前、午後及び夜間の各1回、1式につき	1,900	
		テープレコーダー		午前、午後及び夜間の各1回、1式につき	1,900	
	舞台装置		午前、午後及び夜間の各1回、1式につき	67,100		
補助いす		午前、午後及び夜間の各1回、1脚につき	40			

備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、

「夜間」とは午後6時から午後9時30分までを、「全日」とは午前9時から午後9時30分までを、

「時間外」とは午前9時前及び午後9時30分以後をいう。

2 第一競技場を利用する者が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、利用料金の額は、この表に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。ただし、準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の当該利用単位時間に係る利用料金の額については、この限りでない。

(1) 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が3千円を超える場合 1.5

(2) 入場料等の最高額が千円を超え3千円以下の場合 1.2

3 第一競技場を利用する者（アマチュアスポーツのため利用する者を除く。）が観覧席を利用しない場合は、利用料金の額は、この表（前号を含む。）に定める額に0.9を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 愛知県体育館の利用料金の加算額

使用料金の名称	区 分	単 位	利用料金の額 (単位円)	備考
実費加算	特別の設備又は器具を設けて電力を使用する場合		1キロワット1時間につき	36
	第1競技場をアマスポーツのため利用する場合において冷暖房設備を使用するとき	冷房設備	1時間につき	15,300
		暖房設備	1時間につき	11,900
	第2競技場において冷暖房設備を使用するとき	冷房設備	1時間につき	1,640
		暖房設備	1時間につき	1,270